

「米ドル外貨定期預金キャンペーン」商品説明書

項 目	内 容
1 商 品 名	米ドル外貨定期預金
2 商品の種類	自動継続元加型の外貨定期預金となります。 満期日に定期預金期間中の税引後利息を元本に加え、継続前の定期預金と同じ月数で自動継続します。
3 申込受付期間	令和2年11月2日（月）～令和3年1月29日（金）
4 ご利用いただける方	日本に居住する法人あるいは個人の方。 なお、取引にあたり、円資金の振替用として、当金庫の受付店に流動性円預金口座があることが必要となります。
5 預 入 期 間	3ヵ月自動継続元加型
6 取 扱 通 貨	米ドル
7 預入時の適用相場 および為替手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●適用相場 受付時点の当金庫の外貨調達等に基づいた相場を適用します。 ●為替手数料 預入時の為替手数料を無料にいたします。（通常：1米ドルあたり1円）
8 お預け入れ 1.最低預入金額 2.預入単位 3.預入方法 4.預金開始日	<p>3,000米ドル以上。 1補助通貨単位（セント）まで預入可能。</p> <p><u>円からの預入に限らせていただきます。</u>預入資金は一括して払い込みいただきます。元金を分割しての預入は取扱いしておりません。</p> <p>預金開始日は、当金庫の外貨調達の都合により、申込日（成約日）の2営業日後となります。</p>
9 お払い戻し	<ul style="list-style-type: none"> ● 元本と定期預金期間中の利息を一括してお支払いいたします。 ● なお、定期預金の満期到来以降、（1）円転して払戻金をお受け取りになる、または（2）円転せずに自動継続されるかを選択していただけます。（1）をご選択された場合は預入受付店にご来店いただき、手続きを進めていただく必要があります。 ● 円貨での払い戻しを条件とするため、外貨普通預金への払い戻しはできません。
10 利 息 1.適用利率 2.利払方法 3.利息計算方法	<p>(1)預入期間に適用する利率は、金額に関わらず以下の特別金利とします。</p> <p>年 1.00%（税引後0.796%）（税引後の金利は、個人のお客様の場合を表示しています。） ※上記の利率は、当初3ヵ月間のみ適用する特別金利です。 ※マーケット環境の変化等により、適用利率や条件等を予告なく変更及び中止する場合があります。 ※税引後の利率は、復興特別所得税(平成25年1月1日より適用)を考慮しています。</p> <p>(2)自動継続の預入期間 継続前預金の満期日時点での利率を適用します。したがって、継続前預金に適用された利率は継続後預金に自動継続されず、当初預入期間以降の適用利率は、自動継続の都度、当金庫所定の新たな利率に変更されます。</p> <p>2.利払方法 利息は自動継続日に税引後外貨利息を元金に組み入れて継続します。</p> <p>3.利息計算方法 付利単位を1通貨単位とし、1年を360日とする日割計算。</p>

「米ドル外貨定期預金キャンペーン」商品説明書

項 目	内 容
11 払い戻し時(円転時)の適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ●適用相場 <ul style="list-style-type: none"> ・外貨を円にする際（解約時）には、当金庫所定の電信買相場（TTB相場）を適用します。 ・1万外貨以上の取引には、ご解約時点での市場実勢相場をもとにした当金庫所定のTTB相場を算出のうえ適用します。 ・TTB相場には、当金庫所定の為替手数料を含めております。 ・予約締結をした場合は、“予約相場”を適用し円転します。 ●為替手数料 払い戻し時に適用する相場（TTB）に含まれる為替手数料は次のとおりです。 1米ドルあたり 1円（通常手数料）
12 為替予約	<p>満期日の受取円貨額を確定するため、預入期間中1回に限り、為替予約を締結できます。ただし、預入金額の一部に対する為替予約はできません。</p> <p>一度為替予約を締結されると、取消しはできません。為替予約を締結しますと自動継続をせずに満期日に解約円転します。</p>
13 自動継続の中止	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動継続の中止とは、前もって満期日に自動継続を行わないように変更することです。 ● 自動継続を中止するためには、お客様からの中止のご依頼が必要です。お客様からの中止のご依頼が無い限り、自動継続いたします。 ● 自動継続の中止依頼には、必ず所定の自動継続中止依頼書をご提出ください。なお、この受付期限は、満期日の3営業日前ですのでご注意ください。 ● 自動継続を中止した預金につきましては、満期日以降に一般型外貨定期預金と同様の手続きをとっていただくこととなります。 すなわち、お客様には満期到来以降、（1）円転して払戻金をお受け取りになる、または（2）円転せずに書替継続されるかを選択していただき、当金庫にて所定の手続きを進めていただく必要があります。 ● 自動継続を中止した場合、満期日から円転あるいは書替日までの利率は、円転あるいは書替日時点での米ドル建て外貨普通預金利率を適用いたします。
14 預金証書について	預金証書は、新規預入時には発行しますが、自動継続後の預金証書の発行はいたしません。
15 中途解約	原則としてお取り扱いいたしません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて、中途解約する場合、預入日または前回継続日以降解約日までの利率は、解約日における米ドル建て外貨普通預金利率が適用されます。
16 その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 為替相場の変動具合によっては、お受取円貨額が当初払込円貨額を下回る場合も有ります。また為替相場に変動がない場合でも、片道の為替手数料（1米ドルあたり1円）がかかるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。 ● 外貨預金へのお預け入れや払い戻しは、お客様の意思で行っていただくもので、為替差損が発生しても当金庫は一切の責任を負いません。 ● 外貨預金は、預金保険機構の預金保険の対象外となっています。
17 税金	<p>詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士・税務署にご相談、ご照会くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>1.お利息 お利息に対しては、法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20.315%（国税15%、地方税5%、※特別復興所得税0.315%）が課税されます。なお、お利息にマル優は適用されません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加徴収されます。</p> <p>2.為替差益・差損 為替差益に対しては、法人のお客様は総合課税されます。 個人のお客様は、課税上の所得区分は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2千万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得及び、退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、その他の黒字の雑所得から控除できますが、他の所得区分との損益通算はできません</p>
18 外貨現金での払い戻し	取扱いしておりません。